

一般財団法人 民間都市開発推進機構  
グリーンファイナンス・フレームワークの概要



2022年6月15日

## 1. はじめに Overview

一般財団法人民間都市開発推進機構(以下、「MINTO 機構」)は、以下の通り、グリーンファイナンス・フレームワーク(以下、「本フレームワーク」)を策定しました。

本フレームワークは、国際資本市場協会(ICMA)の定めるグリーンボンド原則(GBP)2021、環境省の定めるグリーンボンドガイドライン 2020 年版並びにグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版、ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)、ローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション(LSTA)の定めるグリーンローン原則 2021 に基づき策定しており、これらの原則等との適合性に対する第三者評価を株式会社日本格付研究所(JCR)より取得しております。

### (1) MINTO 機構概要

MINTO 機構は、民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づき、民間都市開発を推進するための主体として、国土交通大臣の指定を受けた法人です。昭和62年の設立以来、同法及び都市再生特別措置法に基づく都市開発推進の政策の担い手として、民間都市開発事業に対して安定的な資金支援など多様な支援を行っており、令和4年3月までの累計で、1,400 件を超える事業に対し、1兆 9,000 億円以上の支援を行っております。

### (2) MINTO 機構の業務

MINTO 機構の業務内容は設立以来、経済・金融情勢によるニーズの変化に沿った支援ができるよう、業務の改善を適宜行ってまいりました。現在は、以下の業務について新規の支援を行っております。

- ・グリーンアセット等整備支援業務(メザニン支援業務)
- ・共同型都市再構築業務
- ・まち再生出資・社債取得業務(まち再生出資業務)
- ・マネジメント型まちづくりファンド支援業務
- ・老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援業務
- ・クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務
- ・まちなか公共空間等活用支援業務

グリーンファイナンスの対象となる業務はグリーンアセット等整備支援業務(メザニン支援業務)となります。

### (3) グリーンファイナンス・フレームワーク策定の目的及び背景

MINTO 機構は、グリーンアセット等整備支援業務(メザニン支援業務)の実行を通じて CASBEE 等を取得するなど優れた環境性能を有する施設等の整備促進を図り、グリーンインフラの高度化、

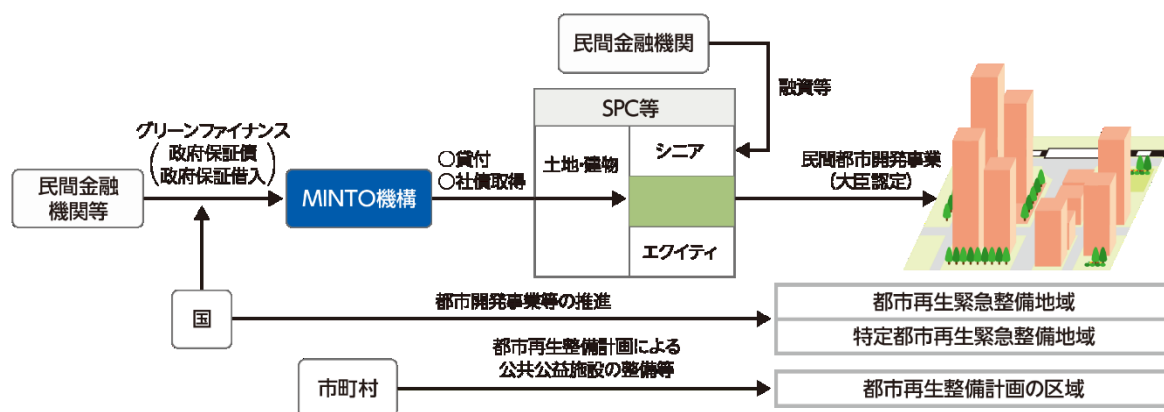
脱炭素社会の実現に貢献することを目指しております。グリーンファイナンスはその所要資金の調達を目的としています。

また、MINTO 機構はグリーンボンドの発行により、ESG 投資に関心を有する投資家の方々への投資機会をご提供したいと考えております。

## 2. グリーンファイナンス・フレームワークの概要

### (1) 調達資金の使途 Use of Proceeds

本フレームワークに基づいて調達された資金は、グリーンアセット等整備支援業務(メザニン支援業務)の対象プロジェクトにかかる貸付・社債取得に充当する予定です。



### (2) プロジェクトの評価及び選定プロセス

#### Process for Project Evaluation and Selection

グリーンアセット等整備支援業務(メザニン支援業務)は、都市再生特別措置法に基づき国土交通大臣による認定を受けた事業計画にかかる認定事業者等に対する貸付や社債取得を行うものです。国土交通大臣の認定取得のためには、原則として、建物環境総合性能評価システム(CASBEE)のAランク以上及びライフサイクル CO2 の評価結果の星表示が原則 2 つ以上のものであること等が要件となります。

認定事業者等から金融支援の要請を受けた場合、有識者等で構成されるメザニン支援事業審査会の審査を受けて支援の対象に値すると認められた認定事業者等に対し、MINTO 機構の常任理事会の審議を経て、グリーンアセット等整備支援業務による支援を決定します。支援決定と同時に、支援額と同額の政府保証債もしくは政府保証借入による調達を行います。このうち、上記の環境要件を満たすものに係る調達がグリーンファイナンスとなります。

20年を超える期間のグリーンアセット等整備支援業務による貸付を行う場合には、上記CASBEE、ライフサイクルCO2評価に加え、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の3ツ星以上、かつ、有識者等で構成されるメザニン支援事業審査会環境小委員会においてその他の環境認証等の取得状況等を踏まえ環境性能が優良と評価されることを要します。この場合も、支援決定と同時に支援額と同額の政府保証債(グリーンボンド)を発行して調達します。

### (3) 調達資金の管理 Management of Proceeds

本フレームワークに基づいて調達した資金については、都市再生特別措置法第124条に基づき、MINTO 機構が行う他の業務とは区分して管理されます。

会計経理の正確性、有効性等の確保の観点から、MINTO 機構では一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第170条及び定款に基づき、監事及び会計監査人が設置され、同法に基づき、監事より監査を受けるとともに、会計監査人が、MINTO 機構の計算書類及びその付属明細書等の監査を行っています。

### (4) レポートニング Reporting

MINTO 機構は、資金充当状況レポートニングおよびインパクト・レポートニングを、MINTO 機構ウェブサイト等にて年次で開示します。初回の開示は、グリーンボンド発行から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

#### ① 資金充当状況レポートニング

調達資金は、全額調達した翌営業日に、グリーンアセット等整備支援業務(メザニン支援業務)の対象となる事業者へ支払われるため、未充当資金は発生しません。

当業務の貸付金・社債がMINTO 機構に期限前返済・償還された場合、その旨と未充当資金の金額を適時に開示する予定です(なお、期限前返済・償還の事例は過去発生したことはありません)。

#### ② インパクト・レポートニング

MINTO 機構は全てのグリーンファイナンスが償還されるまでの間、適格プロジェクトによる環境及び社会改善効果として、適格プロジェクトの対象となるグリーンアセット等整備支援業務(メザニン支援業務)の貸付・社債取得それぞれの累計の実行件数、実行金額及び残高を年次で開示する予定です。

以上